

広報「ふくやま」作成業務について、委託業者を選定する公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025 年（令和 7 年）2 月 20 日

福山市長 枝広 直幹

1 業務概要

(1) 業務名

広報「ふくやま」作成業務

(2) 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町 3 番 5 号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市が指定した場所

(3) 業務内容

広報「ふくやま」作成業務委託仕様書のとおりとする。

(4) 業務履行期間

契約締結日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

2 委託費

委託費の上限は、18,892,000 円（消費税及び地方消費税相当額の税率 100 分の 10 を含む。）とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

※このプロポーザル形式による契約は、令和 7 年福山市 3 月議会で当該契約に係る 2025 年度（令和 7 年度）歳入歳出予算の議決が得られなかった場合には取り消すものとする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除

外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価基準及び評価項目

広報「ふくやま」作成業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

広報「ふくやま」作成業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市長公室情報発信課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎4階）

電 話：084-928-1003（直通）

F A X：084-931-2056

E-mail：koho@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）
実施要領等の配付期間	2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から 同年 3 月 7 日（金）まで
質問書受付期間	2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から 同年 3 月 6 日（木）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025 年（令和 7 年）3 月 7 日（金） 回答は、適宜福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ) に掲載します。
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から 同年 3 月 7 日（金）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025 年（令和 7 年）3 月 10 日（月）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）3 月 10 日（月）から 同年 3 月 14 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	2025 年（令和 7 年）3 月 19 日（水）
審査の結果通知	2025 年（令和 7 年）3 月 21 日（金）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から同年 3 月 7 日（金）（市の休日を除く。）まで

イ 配付場所

(1) に同じ。本市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答の公表

質問は、次の手続により行うことができる。

ア 質問書受付期間

2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から同年 3 月 6 日（木）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙 1）を情報発信課宛に電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word）を添付し提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※メール送信の際は、件名に「広報「ふくやま」作成業務に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が実施要領 9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2 の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。